

新型コロナ禍—今年の贈与を考えよう！

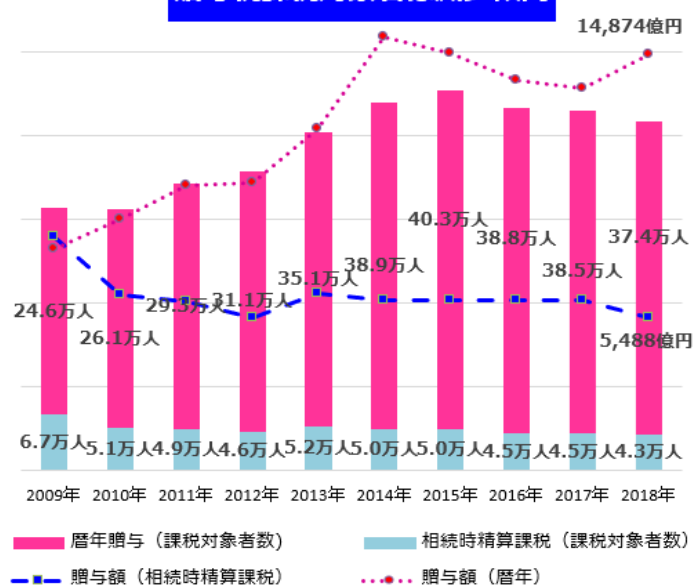
首都圏の子世代が帰省を避けていて、子や孫と半年以上会えていないという祖父母世帯も多いようです。コロナ禍ではありますが、近づく年末に向け今年も大切なご家族への贈与を考えてみましょう。

●贈与税課税対象者数は減少傾向！

2018年中に「暦年贈与」を使った贈与で申告納税した人は37万4,000人で贈与総額が1兆4,874億円（平均398万円）、相続時精算課税で贈与税申告した人は約4万3,000人で贈与総額5,488億円でした。

団塊の世代を中心とした祖父母世代の高齢化で、贈与利用者数はさらに減っていきと見込まれます。

贈与税課税対象者は減少傾向



●7月以降の贈与では土地評価に注意！

国税庁は、1月から6月までの土地評価を「7月発表の路線価」でそのまま評価すると発表しました。つまり、今年6月までの贈与（相続）では、土地や土地保有会社の株価評価は、コロナ前に決定された路線価のまま評価することになります。

地価20%以上下落が、土地評価減額のための補正率検討の目安でしたが、実際にはそこまでには至らなかったとか。7月から12月の補正率の有無は、地価の動向をみて年明けごろには公表される見込み。動向が気になるそうです。

1月からの半年間で地価が15%以上下落した地域 (国税庁発表)

地域	地価変動率
東京都台東区 浅草1丁目	▲16%
愛知県名古屋市中区栄3丁目	▲15%
	▲19%
大阪府大阪市 中央区宗右衛門町	▲19%
	▲15%

●コロナ禍の生活支援は無税

コロナ禍での失業や収入が減った子のため、余裕のある祖父母が生活費支援をする場合、祖父母は扶養義務者にあたるので、贈与税の対象にはなりません。孫の教育費などの負担も同様です。

- 授業料や入学金を学校へ送金する
- ピアノのレッスン料を口座振替で負担する
- 結婚のとき家具、寝具、家電製品などを買う

贈与税の対象にならないようにするには、やり方が重要！お金を子や孫に渡すのではなく、支払先となる学校や塾へ直接送金することがポイントです。

●コロナ禍でもメリットは変わらず…

★暦年贈与を利用した贈与

110万円にこだわらなければ、まとまった財産減らしが出来ます。

子・孫6人に200万円ずつ贈与すれば（一人当たり贈与税負担は9万円）総額1,200万円、年末年始に贈与すれば2回で合計2,400万円の財産減らしが実現！成人なら軽減税率が使えるので、さらにお得です。

といっても、相続前3年以内の贈与財産は「相続財産に取り込んで相続税を計算しなければならない」ため、病気がちな方などは注意が必要に。

★相続時精算課税制度による贈与

将来相続税の課税対象となるが、贈与時には子や孫に2,500万円まで贈与税なしでできる制度です。

2018年中は、土地2,080億円、現金1,465億円、有価証券1,439億円がこの制度で贈与されました。

●早く名義を変えておきたい自社株、●値上りが見込める資産（コロナ禍で一時的に値下りしたものなど）は贈与の余地ありです。

ただ一度選択すると暦年贈与が使えなくなるほか、相続時の特例対象外となったり、金額次第では遺留分侵害リスクなどがあり、利用には注意が必要です。

★住宅取得資金の贈与

住宅取得適齢期の子や孫がいれば、使いやすい大型贈与制度です。来年3月までの住宅新築などの契約なら、最大1,500万円を無税で贈与できます。

ただし、自宅を持ってしまうと、将来子が親の自宅を相続するときには“自宅アリ”となり、「小規模宅地の評価減（土地評価の8割減）の特例が使えない」ので、注意が必要に！

★贈与は、“お元気うちに！”をお忘れなく！

贈与には、“贈与する”という本人の意思が必要！判断能力がないと贈与もできなくなりますので、早めのご決断を！